**現所有者（納税義務者）申告書**

**（相続人代表者申告）**

年　　　　月　　　　日

薩摩川内市長　　殿

固定資産課税台帳に登録されている下記の登記名義人が死亡したため、地方税法第９条の２第１項の規定により、被相続人に係る固定資産税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者（相続人代表者）について、次のとおり申告します。

また、相続登記完了までの間、この代表者を薩摩川内市税条例第７４条の３の規定に基づき、地方税法３８４条の３に規定する現所有者（納税義務者）の代表とすることを併せて申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登記名義人 | 住所※薩摩川内市外の場合は、県名市町村名からご記入ください。 | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　－ |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 死亡年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日　死亡 |
|  |
| 現所有者（納税義務者）・相続人代表者 | 住所※薩摩川内市外の場合は、県名市町村名からご記入ください。 | □ 住所は登記名義人に同じ　　□ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）　〒　　　　－　　　　　　 |
| フリガナ |  | 登記名義人との続柄 |
| 氏名※本人が記入される場合は、押印不要。 |  |  |
| 生年月日 | 　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| 電話番号 | （　　　　　　　）　　　　　　　－ |
| 個人番号　※2(マイナンバー)１２桁 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| * 申告者は、「現所有者（納税義務者）・相続人代表者」に同じ
 |
| 申告者 | 住所※薩摩川内市外の場合は、県名市町村名からご記入ください。 | □ 住所は登記名義人に同じ　　□ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－ |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 | （　　　　　 ）　　　　　　　- |

※１．本人が記入される場合には、押印不要です。なお、特別な事情により代筆される場合には、

「申告者」の欄に代筆者の住所及び氏名、「現所有者・相続人代表者」の欄に代表となられる方の住所及び氏名を記入のうえ押印をお願いします。

※2.個人番号（マイナンバー）の確認のため、マイナンバーカード両面の写しを添付してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代表者以外の　現所有者（納税義務者）・相続人 | 氏名・生年月日 | 被相続人との続柄 | 住所・連絡先 |
| フリガナ |  | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－℡(　　 　　 )　 　　　　- |
| 氏　名　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| フリガナ |  | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－℡(　　 　) 　　　　　- |
| 氏　名　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| フリガナ |  | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－℡(　　 　 )　　　　　 - |
| 氏　名　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| フリガナ |  | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－℡(　　 　 )　　　　　 - |
| 氏　名　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| フリガナ |  | □ 薩摩川内市内（※市内の場合、町名から記入）〒　　　　－℡(　　 　 )　　　　　 - |
| 氏　名　 　　　　　　　年　 　　月　　 　日 |
| ※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。□　別紙、課税台帳のとおり　（※課税台帳の写しを添付される場合は記入不要。） |
| 区　分 | 所　在 | 地番又は家屋番号 |
|  土地 ・ 家屋 | 薩摩川内市 |  |
|  土地 ・ 家屋 | 薩摩川内市 |  |
|  土地 ・ 家屋 | 薩摩川内市 |  |
|  土地 ・ 家屋 | 薩摩川内市 |  |
|  土地 ・ 家屋 | 薩摩川内市 |  |
| ※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市処理欄 | 口座振替登録　　□ あり　　□ なし | 備考 |  |

注１．この申告では、相続登記されたことにはなりませんので、法務局で手続きしてくださるようお

願いします。（令和６年４月より相続登記は義務化されます。）

注２．法定相続人以外が代表者となられる場合には、「遺言書」の（写し）を添付してください。

注３．相続放棄した場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを必ずご提出ください。